

一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日 までの5年間

2. 内容

(1) 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

目標1 育児・介護休業制度の周知を図り、休業中及び復職後の処遇に関する情報を提供する

<対策1> 令和2年4月～ 希望者を対象に、相談窓口担当者による育児・介護休業に関する規程・関係法令の説明会を実施

<対策2> 令和2年4月～ 産前産後休業・育児休業・介護休業取得者等に随時ヒアリングを行う

<対策3> 令和2年11月～ 職員全体に対し、育児と仕事の両立支援制度について制度説明会実施

<対策4> 令和3年9月～ 定期的な利用状況の把握（年1回程度）

<対策5> 令和3年9月～ 育児と仕事の両立に関する研修の実施（年1回程度）

目標2 子の看護休暇・介護休暇の取得促進

<対策1> 令和2年4月～ 対象者等に制度の周知を図る

<対策2> 令和2年11月～ 職員全体に対し、育児と仕事の両立支援制度について制度説明会実施

<対策3> 令和3年9月～ 定期的な利用状況の把握（年1回程度）

<対策4> 令和3年9月～ 育児と仕事の両立に関する研修の実施（年1回程度）

目標3 病児を抱える職員の援助

<対策1> 令和2年4月～ 検討会の設置

<対策2> 令和2年5月～ 保育士の確保可能か検討

目標4 男性の育児参加推進

<対策1> 令和2年9月～ プロジェクトチームを設置し、男性の育児参加についてアンケート実施

<対策2> 令和2年11月～ 職員全体に対し、育児と仕事の両立支援制度について制度説明会実施

<対策3> 令和3年9月～ 定期的な利用状況の把握（年1回程度）

<対策4> 令和3年9月～ 育児と仕事の両立に関する研修の実施（年1回程度）

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標5 年休取得の年間計画をたてることにより、年次有給休暇の取得を推進する

<対策1> 令和2年4月～ 年休取得状況の把握、年休取得の年間計画の策定

<対策2> 令和2年5月～ 管理職による年休取得の声かけ

(3) 次世代育成支援対策に関する事項

目標6 子どもが保護者である職員の働いているところを見ることができ「子ども参観日」を実施する

<対策1> 令和2年4月～ 検討会の設置

<対策2> 令和2年5月～ 参観日の実施、職員へのアンケート調査、次回に向けての検討